

〔駐村研究員だより〕

今年の凶作を振り返って

佐藤源市

いつもの年ならば今頃収穫も全て終り、機械の掃除をしたり、骨休めに湯治に行く農家の姿を横目に見ながら、我々も来年度の計画を立てたりしながら比較的のんびり過ごしている時期なのだが、今年はそうは行かないようだ。天保以来の大凶作と日本国中大騒ぎであるが、我が遊佐町においても例外ではない。作況指数「80」程度（推定）と全国平均から見ればまだましの方だったとはいえ、一大米生産地であり、米への依存度が相当数を占める我が町経済にとっては大問題である。作柄が見え始めた8月下旬からここ数か月は、災害対策に追われる毎日であった。以下はこうしたことを通じてばんやりしながら感じた諸々の問題への私見である。当然のことながら私の周囲10km以内での話である。

（1）被害を助長した等級制度

遊佐町における今年の減収の遠因は昨年の作柄にあったと思っている。昨年は収量そのものは落ちはしなかったものの1等米比率が極端に落ちた。平年だと97、98なのだが70台まで落ちたのである。その原因が出穂後の高温による障害とされ、たまたま田植えの遅れにより出穂が遅れた稲やもともと出穂時期の遅い品種——折良くこの年「はえぬき」がデビューした——はこの難を逃れ高い1等米比率を確保したのである。今年の稲作指導は最初から一点にしばられていた、「出穂期を遅く」である。田植えはなるべく遅く、また出穂の遅い品種への移行をすみやかに進めることだったのである。

ところが今年は全く逆の結果となってしまった。出穂後の低温、日照不足とそれに伴う病虫害の発生が著しい不良をもたらすこと

になった。はたして昨年1年のみの結果で作型を遅くすることが妥当であったのか。そもそも1等、2等という等級分けが必要であるのか。等々大いに疑問に感じたものである。

（2）現場と乖離した政策

国、県でもいち早く救援対策に乗り出したが、どうも現場が要求しているものと違うのである。例えば山形県では「いもち防除に対する補助金」を出すことにした。10アール当たり460円の3分の1を助成するというのである。多少安いのではないかと思うのだがまあ金額はいい。問題は交付するにあたっての基準である。県の水稲防除計画では基準防除は3回となっている。今回の対象となるのは基準防除を2回以上上回って実施した農家である。従って5回以上の防除が条件となる。遊佐町では生活クラブ生協との産直を行っていた関係で早くから無農薬、低農薬栽培に取り組んできた。我が町での防除回数は多くても2回であり、いかに「いもち発生警報」が出されてもせいぜい1回の上乗せが限度である。県の基準も解らないわけでもない。内陸地方（山形県は我が庄内地方と内陸地方に大別され、気候風土がまるで違う）では病虫害を受けやすく防除回数を増やさなければ収量を確保できないことは理解しているつもりである。しかし、あまりにも一律的に過ぎはしないか。

この狭い県内ですらこうなのだから、国の政策は推して知るべしであろう。各地域ごとに地域にあった農業があり農法がある。今年の現状を見るにつけ、一律的な生産方式と管理が一層現状を混乱させているように思えてならない。もっと地域の多様性を認め、地域にまかせるべきである。そうすれば少しは農家のためになる農政が展開できるのではないかなどと思っている今日この頃である。

（山形県飽海郡遊佐町職員）